二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第二十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○三重県公安委員会告示第二十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第百十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

滋賀県公安委員会委員長　北村　嘉英

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○京都府公安委員会告示第百四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○大阪府公安委員会告示第百三十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○兵庫県公安委員会告示第百九十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで